

## 公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
統一河川情報システム製造及び据付調整1式	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 池田 豊人 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館	平成30年6月6日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区小田中4丁目1番1号	1020001071491	本案件は、近畿地方整備局が管理する統一河川情報システム(以下「当該設備」という。)の改良を行うものである。 当該設備は、その果たすべき役割を發揮するため、必要な「機能・性能」を定めた仕様書等により、当初施工者が独自の技術を基に、開発・設計・製作・設置したものである。 今回更新するハードウェアとそのオペレーティングシステムに各種設定を施す必要がありさせるためには、これらの各種設定情報を把握する必要があることから、他社の参入が困難であると判断しているが、競争性確保のため本案件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記事業者を随意契約の相手方とするものである。  会計法第29条の3第4項、政府調達に関する協定第13条(b)及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号	89,326,800	87,480,000	97%		
歴史的インフラに係る広報イベント等運営補助業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 池田 豊人 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館	平成30年6月13日	一般社団法人近畿建設協会 大阪府枚方市新町1-12-1	8120005003053	本業務は、近畿地方に現存している歴史的なインフラの中でも、多くの社会基盤整備に携わった行基に関わるものを中心とした広報イベントやインフラツーリズムの運営補助を行い、インフラの価値や必要性を再確認するとともに関西の礎の再発見に繋げることを目的とする業務である。本業務の契約方式は、企画提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する企画競争方式である。参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、企画提案書の提出を公募したところ、申請期間内に9者から説明書等の交付を受け、2者から企画提案書の提出があった。提出された企画提案書を評価した結果、上記業者の提案が他社に比べて総合的に優れており、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。  会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	9,882,000	9,882,000	100%		
道路ネットワークによる整備効果広報業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 池田 豊人 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館	平成30年6月15日	株式会社神戸新聞事業社 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-5-7	2140001012020	本業務は、道路ネットワーク整備の効果やこれまで果たしてきた道路の役割などを広く広報し、利用促進を図るとともに、高速道路ネットワークが企業立地の促進や生産性の向上、観光振興、リダンダンシーの確保など様々な整備効果を発現することから、道路事業について一般の方への理解を深めてもらうことを目的とする。本業務の契約方式は、企画提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する企画競争方式である。参加可能業者が最低10者あることを確認の上、企画提案書の提出を公募したところ、申請期間内に10者が説明書等の交付を受け、5者から企画提案書の提出があった。提出された企画提案書を評価した結果、上記業者の提案が他者に比べて総合的に優れており、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。  会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	10,605,600	10,211,400	96%		

## 公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
淀川水系水源地広報資料作成業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 池田 豊人 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館	平成30年6月19日	株式会社エム・シー・アンド・ピー 大阪府大阪市北区中之島2丁目2番2号	2120001041913	本業務は、淀川水系水源地の有限性や水源地域の保全などの重要性について理解し、水系全体で水源を守る意識を得つための広報資料作成を行うものである。 本業務の契約方式は、企画提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する企画競争方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認の上、企画提案書の提出を公募したところ、申請期間内に4者が説明書等の交付を受け、2者から企画提案書の提出があった。 提出された企画提案書を評価した結果、上記業者の提案が他社に比べて総合的に優れており、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。 会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	8,618,400	8,618,400	100%		
八幡市域他不動産鑑定評価等その1業務	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局 京都府事務局長 田中 哲也 京都府京都市下京区西洞院通塩小路下南不動堂町808	平成30年6月11日	不動産鑑定ネットワークサービス株式会社 京都府宇治市木幡西浦62-2	4130001033726	本業務は、京都府事務所に於ける用地買収等のために必要となる標準地等の鑑定評価書(意見書を含む)の作成並びにこれらに付随する諸業務である。本業務の契約方式は、八幡市域他不動産鑑定評価等その1業務及び八幡市域他不動産鑑定評価等その2業務に関する企画提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方をそれぞれ特定する企画競争方式である。参加可能業者が最低10者あることを確認の上、企画提案書の提出を公募したところ、申請期間内に7者から説明書等の交付依頼があり、7者から企画提案書の提出があった。提出された企画提案書を評価した結果、上記業者の提案が他者に比べて総合的に優れており、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。 会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	682,560	682,560	100%		単備契約 予定調達額 2,977,560円
八幡市域他不動産鑑定評価等その2業務	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局 京都府事務局長 田中 哲也 京都府京都市下京区西洞院通塩小路下南不動堂町808	平成30年6月14日	株式会社一信社 京都府京都市中京区烏丸通九太町下大倉町201	1130001019843	本業務は、京都府事務所に於ける用地買収等のために必要となる標準地等の鑑定評価書(意見書を含む)の作成並びにこれらに付随する諸業務である。本業務の契約方式は、八幡市域他不動産鑑定評価等その1業務及び八幡市域他不動産鑑定評価等その2業務に関する企画提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方をそれぞれ特定する企画競争方式である。参加可能業者が最低10者あることを確認の上、企画提案書の提出を公募したところ、申請期間内に7者から説明書等の交付依頼があり、7者から企画提案書の提出があった。提出された企画提案書を評価した結果、上記業者の提案が八幡市域他不動産鑑定評価等その1業務で特定された者以外の他者に比べて総合的に優れており、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。 会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	682,560	682,560	100%		単備契約 予定調達額 2,977,560円

## 公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
淀川アーバンキャンプ運営支援業務	分任支出負担行為担当官 淀川河川事務所長 国土交通技官 東出 成記 大阪府枚方市新町2-2-10	平成30年6月8日	株式会社ワイキューブラボ 大阪府大阪市北区天神橋1丁目14番7号	8120001167785	本業務は、官民が連携し新たな水辺の利活用を展開するミズベリングの事業目的を踏まえ、大阪都心の貴重な水と緑のオープンスペースである淀川を舞台に取り組んでいる淀川アーバンキャンプ(以下「U.C.」)というを通じて、淀川の賑わい・魅力の情報発信を目的に淀川アーバンキャンプを運営支援する業務である。 本業務の契約方式は、企画提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する企画競争方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、企画提案書の提出を公募したところ、申請期間内に3者から説明書等の交付依頼があり、3者から企画提案書の提出があった。 提出された企画提案書の評価した結果、上記業者の提案が他社に比べて総合的に優れており、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。 会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	13,500,000	13,456,800	99%		
桂川改修事業京都市域他不動産鑑定評価業務(その2)	分任支出負担行為担当官 淀川河川事務所長 国土交通技官 東出 成記 大阪府枚方市新町2-2-10	平成30年6月12日	不動産鑑定ネットワークサービス株式会社 京都府宇治市木幡西浦62-2	4130001033726	本業務は、淀川河川事務所が用地買収等のために必要となる1.(9)に掲げる評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(業務(その1)のみ意見書を含む)の作成並びにこれらに付随する諸業務である。 本業務の施行に当たっては、「不動産鑑定評価基準(平成14年7月3日付け国土第83号国土交通事務次官通知)」、「国土交通省損失補償取扱要領(平成15年8月5日付け国総国調第58号総合政策局長通知)別記1土地評価事務処理要領」及び「不動産鑑定評価等業務仕様書」その他鑑定評価業務に関わる各種規定等を遵守するものとする。 本業務の契約方式は、企画提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する企画競争方式である。参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、企画提案書の提出を公募したところ、申請期間内に4者から説明書等の交付依頼があり、4者から企画提案書の提出があった。 提出された企画提案書の評価した結果、上記業者の提案が桂川改修事業京都市域他不動産鑑定評価業務(その1)で特定された者以外の他社に比べて総合的に優れており、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。 会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	516,240	516,240	100%		単価契約 予定調達額 1,049,760円
桂川改修事業京都市域他不動産鑑定評価業務(その1)	分任支出負担行為担当官 淀川河川事務所長 国土交通技官 東出 成記 大阪府枚方市新町2-2-10	平成30年6月21日	株式会社一信社 京都府京都市中京区烏丸通丸太町下る大倉町201	1130001019843	本業務は、淀川河川事務所が用地買収等のために必要となる1.(9)に掲げる評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(業務(その1)のみ意見書を含む)の作成並びにこれらに付随する諸業務である。 本業務の施行に当たっては、「不動産鑑定評価基準(平成14年7月3日付け国土第83号国土交通事務次官通知)」、「国土交通省損失補償取扱要領(平成15年8月5日付け国総国調第58号総合政策局長通知)別記1土地評価事務処理要領」及び「不動産鑑定評価等業務仕様書」その他鑑定評価業務に関わる各種規定等を遵守するものとする。 本業務の契約方式は、企画提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する企画競争方式である。参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、企画提案書の提出を公募したところ、申請期間内に4者から説明書等の交付依頼があり、4者から企画提案書の提出があった。 提出された企画提案書の評価した結果、上記業者の提案が他社に比べて総合的に優れており、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。 会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	516,240	516,240	10%		単価契約 予定調達額 1,049,760円

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
国道2号改築事業赤穂市域他不動産鑑定評価業務(その1)	分任支出負担行為担当官 姫路河川国道事務所長 国土交通技官 信田 智 兵庫県姫路市北条1-250	平成30年6月7日	株式会社兵庫不動産鑑定所 兵庫県姫路市安田2-75	2140001061174	本業務は、姫路河川国道事務所における用地買取のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む)の作成を行う業務である。本業務の契約方式は、国道2号改築事業赤穂市域他不動産鑑定評価業務(その1)及び国道2号改築事業赤穂市域他不動産鑑定評価業務(その2)に関する企画提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方をそれぞれ特定する規格競争方式である。参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、企画提案書の提出を公募したところ、申請期間内に6者から説明書等の交付依頼があり、5者から企画提案書の提出があった。提出された企画提案書の評価した結果、上記業者の提案が他社に比べて総合的に優れており、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。 会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	494,640	494,640	100%		単価契約 予定調達額 2,066,040円
国道2号改築事業赤穂市域他不動産鑑定評価業務(その2)	分任支出負担行為担当官 姫路河川国道事務所長 国土交通技官 信田 智 兵庫県姫路市北条1-250	平成30年6月11日	山陽不動産鑑定株式会社 兵庫県神戸市中央区三宮町1-1-1 新神戸ビル502	3140001019691	本業務は、姫路河川国道事務所における用地買取のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む)の作成を行う業務である。本業務の契約方式は、国道2号改築事業赤穂市域他不動産鑑定評価業務(その1)及び国道2号改築事業赤穂市域他不動産鑑定評価業務(その2)に関する企画提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方をそれぞれ特定する規格競争方式である。参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、企画提案書の提出を公募したところ、申請期間内に6者から説明書等の交付依頼があり、5者から企画提案書の提出があった。提出された企画提案書の評価した結果、評価の合計点が第2位のため、上記業者を契約の相手方とするものである。 会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	494,640	494,640	100%		単価契約 予定調達額 2,066,040円
大和高田ハイパス他不動産鑑定評価業務(その1)	分任支出負担行為担当官 奈良国道事務所長 原 久弥 奈良県奈良市大宮町3-5-11	平成30年6月18日	株式会社倉田総合鑑定 奈良県奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル3F	8150001004572	本業務は、奈良国道事務所における用地買取等のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書を含む)の作成並びにこれらに付随する諸業務である。本業務の契約方式は、大和高田ハイパス他不動産鑑定評価業務(その1)及び大和高田ハイパス他不動産鑑定評価業務(その2)に関する企画提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方をそれぞれ特定する企画競争方式である。参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、企画提案書の提出を公募したところ、申請期間内に6者から説明書等の交付依頼があり、4者から企画提案書の提出があった。提出された企画提案書の評価した結果、上記業者の提案が大和高田ハイパス他不動産鑑定評価業務(その1)で特定された者以外の他社に比べて総合的に優れており、適切な提案と認められたため、上記業者を競争の相手方とするものである。 会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	854,280	854,280	100%		単価契約 予定調達額 6,487,516円

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
すさみ単本道路二色地区他不動産表示登記等業務	分任支出負担行為担当官 紀南河川国道事務所長 国土交通技官 堤 英彰 和歌山県田辺市中万呂142	平成30年6月12日	一般社団法人中央公共嘱託登記土地家屋調査士協会 大阪府大阪市中央区平野町1丁目6番9号平野町K1ビル7F	6120005012080	本業務は、前年度に一般競争により上記業者と契約した東牟婁郡本町域他不動産表示登記等業務において、公共用地取得に伴う分筆登記等を行うために必要となる資料調査や現地調査は完了しているものの、履行期限内に用地売買契約締結まで至らなかったため、履行することができなかった分筆登記等の表示登記申請手続きを今年度において行うものである。 分筆登記等の法定添付情報である地積測量図の作成者は、その図面に表示された土地について実際に調査・測量を行った者である必要があり(昭和61年9月29日民三第7271号民事局長回答)、また、調査・測量、地積測量図の作成及び登記申請手続きは一体不可分の作業である。また、平成29年に法務省における分筆登記等の表示登記申請における実地調査に係る指針が改正され、その後管轄法務局ごとに順次、等価開示による実地調査が積極的に実施されるようになったが、この実地調査はその土地を調査・測量し、現地の状況に精通した者以外では対応できない。 従って、本業務を履行できるのは、前年度において東牟婁郡本町域他不動産表示登記等業務を実施した者のみであるため、上記の相手方と随意契約を締結するものである。 なお、随意契約を締結することにより、別途発注した場合に必要な資料調査や現地調査が不要となり、事業執行の効率化に寄与するものである。 会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	24,150.96	24,148.80	99%		単備契約 予定調達額 2,622,352円
すさみ単本道路田並地区他不動産表示登記等業務	分任支出負担行為担当官 紀南河川国道事務所長 国土交通技官 堤 英彰 和歌山県田辺市中万呂142	平成30年6月12日	一般社団法人きんき公共嘱託登記土地家屋調査士協会 和歌山県有田郡有田川町大字熊井760-1	2170005002865	本業務は、前年度に一般競争により上記業者と契約した単本町和深地区他不動産表示登記等業務及び単本町長富地区他不動産表示等業務において、公共用地取得に伴う分筆登記等を行うために必要となる資料調査や現地調査は完了しているものの、履行期限内に用地売買契約締結まで至らなかったため、履行することができなかった分筆登記等の表示登記申請手続きを今年度において行うものである。 分筆登記等の法定添付情報である地積測量図の作成者は、その図面に表示された土地について実際に調査・測量を行った者である必要があり(昭和61年9月29日民三第7271号民事局長回答)、また、調査・測量、地積測量図の作成及び登記申請手続きは一体不可分の作業である。 また、平成29年に法務省における分筆登記等の表示登記申請における実地調査に係る指針が改正され、その後管轄法務局ごとに順次、等価開示による実地調査が積極的に実施されるようになったが、この実地調査はその土地を調査・測量し、現地の状況に精通した者以外では対応できない。 従って、本業務を履行できるのは、前年度において単本町和深地区他不動産表示登記等業務及び単本町長富地区他不動産表示等折換業務を実施した者のみであるため、上記の相手方と随意契約を締結するものである。 なお、随意契約を締結することにより、別途発注した場合に必要な資料調査や現地調査が不要となり、事業執行の効率化に寄与するものである。 会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	24,150.96	23,220.00	96%		単備契約 予定調達額 5,193,234円

(注1) 公表対象随意契約が単備契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単備契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。